

平成 20 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

宇 都 宮 大 学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 20 年度の経緯

環境配慮契約法、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び栃木県における説明会に参加して得た情報等に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進するための取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

別紙とりまとめ表のとおりである。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するため、環境物品等の調達に関する基本方針（グリーン購入法）をも踏まえた体制を引き続き構築していく。
- 学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する旨の周知を行った。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の選定（プロポーザル方式）に当たっては、環境に配慮した技術提案及び取り組み体制について提案を求めた。
- 環境配慮契約を推進するため、関係機関等における取組体制を参考に努めていく。